



会社の狙いは組合活動に対する萎縮と分断だ！ 会社の「申し入れ」に対し水戸地本見解を発出！

会社の申し入れに対し、正当な組合活動を堂々と推し進める水戸地本見解

2024年3月7日、水戸支社から地本に対して「会社施設内における無許可の組合活動の中止について(申し入れ)」が手交された。この申し入れは、地本が提起した「ジョブローテーション及び職場実態調査アンケート」を職場内で配布したことが「就業規則第23条違反」に当たること、今後も会社施設内における無許可の組合活動を確認した場合には「厳正に対処する」とし、直ちに中止すべきとの内容である。水戸支社からの抗議の都度、見解を示してきたところであるが、今回の申し入れを踏まえて改めて地本見解を明らかにする。

地本は、現在、東京都労働委員会で調査されている「JR東日本(水戸地本)事件」(板倉副委員長の強制配転をはじめとした輸送サービス労組組合員への不利益取扱いの是正を求める事件)の勝利命令と、ジョブローテーションの運用状況等を把握し、撤廃に向けた運動を進めるために当該アンケートを取り組んでいる。すでに当該アンケートには多くの組合員、他労組組合員、組合未加入者の皆さんに回答して頂いた。アンケートを配布した組合員に対する「事情聴取」や「社員の皆さんへ」の掲示など、取り組みに委縮してしまう環境・条件下の中でご協力頂いたことに改めて感謝を申し上げる。

2月15日、アンケートの取り組みを行った土浦運輸区分会と勝田運輸区分会の組合員に対し、突如として「事情聴取」が行われた。その理由は「就業規則第23条に抵触する恐れがある」というものだ。そして、16日には労使の窓口で水戸支社から抗議を受け、翌17日には水戸支社企画総務部長名で「社員の皆さんへ(職場規律の厳正について)」が全職場に掲示された。以降、2月27日に水戸工務連合分会組合員、3月1日に水戸支社分会組合員、3月4日に水戸工務連合分会組合員に事情聴取が行われ、3月7日に水戸支社から申し入れが手交されたのである。

これらの事情聴取を受け、多くの仲間から「事情聴取まですることなのか」「取り組みに委縮してしまう」等の声が上がられたように、事情聴取の狙いはアンケートの取り組みに対する「委縮」であると言わざるを得ない。他方、水戸支社が申し入れて指摘しているように、一部の組合員が勤務時間中にアンケートの配布を行った事実を地本も把握した。この「勤務時間中」のアンケート配布が不適切であったことは地本としても誠実に受け止めるものである。今後も、「労使間の取扱いに関する協約」に基づいた組合活動の徹底を図るための組織指導を行っていくことを明らかにしておく。一方で、「八王子駅パンフ配布処分事件」の都労委命令にもあるように、会社内の職場秩序を乱すおそれがないと認められるときは、たとえ会社施設内の組合活動であっても、「実質的」には就業規則第23条違反にならず、正当な組合活動が制限されるものではない。

憲法第28条では「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と定められ、労働組合法第1条2項では正当な組合活動に対しては罰しないことが定められている。このことから、今回のアンケートの取り組みが組合活動として正当性を有するものであれば、その組合活動を制限されるべきではなく、処分されるべきものでもないことは言うまでもない。よって、このような法的観点や過去の判例を踏まえ、これ以上の「事情聴取」は行うべきではないことを強く指摘しておく。

この間、事情聴取を受けた組合員は10名に及び、事実確認と称した聞き取りの最後には「状況報告書」を書かされ、署名、捺印まで迫られている。この状況報告書は聞き取りした結果を報告するためにあると言えるが、当該組合員の「処分」まで検討されていると受け取らざるを得ない。一方で、組合員からは事情聴取で組織介入と捉えられる聞き取りが行われているとの報告が上がっている。これらが事実であれば、二重三重の不当労働行為であることは言うまでもなく、到底看過することはできない。

全組合員に訴える！事情聴取をはじめとした一連の動きは、私たち輸送サービス労組の正当な組合活動に対する「委縮」と組合未加入者との「分断」が目的にある！このような狙いに屈することなく、職場からの輸送サービス労組運動を堂々と展開していくことを強く要請する！

そして、アンケートの中間集約では「JR東日本による組合差別が行われているか」の問いには「思う」「どちらとも言えない」が94.5%を占め、「思わない」がわずか5.5%である。また、「ジョブについて今後どうあるべきか」の問いには「廃止する」「一旦中止・見直しする」が80.2%である。これが組合未加入者を含めた労働者の「真実の声」であり、私たちがアンケートを行う理由と根拠である！地本は、この結果をもとに板倉副委員長の「元職場即時復帰」と「ジョブ撤廃」の実現をめざしていく。そして、今後もすべての仲間の声を掴み、会社に声を上げ続けていくことを明らかにし、見解とする。

2024年3月14日

JR東日本輸送サービス労働組合水戸地方本部第9回執行委員会

私たちは正々堂々、
正当な組合活動を推し進めます！